

ご相談から解決まで

相 談

いじめや暴力などの子どもへの権利侵害だけでなく、友人・親子関係など子どもに関わるさまざまな悩みを、幅広く受けています。どなたでも、相談することができます。

関係機関や相手方との調整

子どもがおかれた状態が良くない場合や当事者同士が行き詰っている場合には、当事者の同意のもと、子どもの最善の利益を図るため関係機関や相手方との調整を行い、解決を目指します。責任の追及ではなく、当事者同士の前向きな対話によって子どもが再び力を出していただけるよう、お手伝いしています。

(解決しない場合)

申 立 て
【匿名ではできません】

相談同様、どなたでも行うことができますが、申立ての対象となるかどうかは、条例に基づいて判断されます。詳しくは、相談電話(011-211-3783)にお問い合わせください。

申立てに基づく救済

解 決

事実確認の調査や改善に向けた働きかけを行います。必要な場合には、是正に向けた勧告や要請を行うことがあります。

つなぐための活動



Q. 「子どもの権利救済機関」ってなに？

A. 札幌市では、「子どもの権利条約(注)」に基づき、家庭、学校、地域などのあらゆる場面で、子どもの権利の保障が進められる社会を目指す。平成20年(2008年)「子どもの最善の利益を実現するための権利条約」を制定しました。

子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」は、この条例に規定する子どもの権利救済委員制度として平成21年(2009年)4月に設置された、第三者性を有する公的機関です。

※(注)「子どもの権利条約」:正式名称は、児童の権利に関する条約。平成元年(1989年)に国際連合で採択され、日本は平成6年(1994年)に批准した。

Q. 相談・救済スタッフは？

A. カウンセリングに携わってきた者、弁護士、教育や児童福祉の経験者など、年齢もさまざまで、多彩な顔ぶれです。ホームページでは、スタッフによるコラムを毎月お届けしています。ぜひ、ご覧ください。

子どもアシストセンター

検索



発行:札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館6階
TEL 011-211-2946 FAX 011-211-2948
URL <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist/>



※駐車場はありません



子どものこと 一緒に考えましょう!!

子どものことで、
悩んでいませんか?

子どものことで
困っているが、どこに
相談していいか
わからない。

子どもが
いじめや暴力を
受けているようで
心配だ。

子どもに
どう関わったら
よいか
わからない。

子どもの問題を
学校や行政機関と
どう話し合ったら
よいかわからない。



子どもにとって「一番いいこと」を共に考える
札幌市子どもの権利救済機関

子どもアシストセンター

子どもに関する悩みを幅広くお聴きし
子どもの権利侵害からの救済を図る札幌市の機関です。

相談方法



大人用 011-211-3783

みんぱのほ や み



子ども専用 0120-66-3783

みんぱのほ ※お子さんには、こちらをご案内ください。

assist@city.sapporo.jp

※お返事には、時間がかかります。



面談もできます。 ※住所は裏面をご覧ください。

受付時間

月～金

10:00～20:00

土

10:00～15:00

※日曜日・祝日・年末年始はお休みです。

大人も子ども(第三者も)相談できます。

相談は無料です。秘密は守ります。

土曜日、夜間も受け付けています。

